

東京都弁護士国民健康保険組合ほか4団体

第1 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の概要

東京都弁護士国民健康保険組合ほか4団体（以下「国保組合」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づき、国保組合の定める地区内に住所を有し、同種の事業又は業務に従事している者を組合員として組織し、組合員とその世帯に属する者の国民健康保険事業を行っている。その主な事業は次のとおりである。

ア 保険給付事業

療養の給付及び療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費、各種手当金等の支給

イ 保健事業

健康の保持増進のために必要な教育、相談、健診等の事業、保険給付のために必要な事業及び療養費用に係る資金の貸付その他必要な事業等

なお、国保組合別被保険者数等の状況は、表1のとおりである。

(表1) 国保組合別被保険者数等の状況

(単位：人、%)

国保組合名	所在地	組合員	年度 (平成)	被保険者数		A/B
				東京都分被 保険者数 A (補助対象 被保険者)	全被保険者 数 B	
東京土建国民健康保険組合	渋谷区代々木 2-33-3	建設業に従事する者	15	201,430	220,037	91.5
			16	202,773	223,161	90.9
東京食品販売国民健康保険組合	渋谷区神宮前 2-6-1	食品の製造又は販売・ 旅館・食堂等の事業に 従事する者	15	140,746	160,778	87.5
			16	133,602	153,316	87.1
東京建設業国民健康保険組合	渋谷区渋谷 1-10-12 東建国保会館内	建設業に従事する者	15	33,457	35,377	94.6
			16	32,623	34,586	94.3
東京美容国民健康保険組合	渋谷区代々木 1-56-4 美容会館3F	美容の業務に従事する 者	15	21,672	27,093	80.0
			16	21,716	27,148	80.0
東京都弁護士国民健康保険組合	千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館14F	弁護士並びにその法律 事務所に勤務する者	15	15,972	25,198	63.4
			16	16,655	26,058	63.9

(2) 都との関係

都は、都の区域内に住所を有する被保険者の負担軽減を図るとともに、その保険財政の健全化を図り、もって事業の円滑な運営を推進することを目的として、国民健康保険組合都費補助金交付要綱に基づき、表2の算定方法により補助金を交付している。

平成15年度及び平成16年度の補助金交付状況は、表3のとおりである。

(表2) 補助金算定方法

次の1と2の合計を補助金額としている（平成11年度補助実績額を上限とする）

1 従来分補助対象被保険者分：

一人当たり補助単価（注） （内訳） ①医療費相当分 ②事務費相当分 ③付加給付相当分	×	従来分補助対象被保険者数 （都内在住被保険者のうち組合特定被保険者を除く者）
--	---	---

2 組合特定被保険者分：

（従来分補助対象被保険者分の単価） ×（従来分補助対象被保険者分に対する組合特定被保険者分の国庫補助率の割合）	×	組合特定被保険者分補助対象被保険者数 （政府管掌健康保険に加入すべき者が社会保険庁による適用除外を受けて国保組合の被保険者となっている者）
--	---	--

(注) 下記費用の額をもとにして局が国保組合別に定めている

- ①医療費相当分：療養給付実績、老人医療費抛出金の納付に要した費用
- ②事務費相当分：国保組合の事務に要した経費、診療報酬審査支払手数料等の納付に要した費用
- ③付加給付相当分：出産育児一時金、葬祭費及び結核・精神医療給付金の支給に要した費用

(表3) 国保組合別補助金交付状況

平成15年度

(単位：千円)

区分	国保組合名	東京土建国 民健康保 険組合	東京食品販 売国民健 康保険組 合	東京建設 業国民健 康保険組 合	東京美容 国民健 康保険組 合	東京都弁 護士国民 健康保 険組合	合計
従来分補助対象被 保険者分		3,571,191	1,592,557	578,884	195,332	202,629	6,140,593
組合特定被保険者分		126,795	119,641	32,106	29,758	181	308,482
事業実績報告額		3,697,987	1,712,198	610,990	225,090	202,810	6,449,075
補助金額		3,697,987	1,712,198	610,990	216,860	158,822	6,396,857

平成16年度

(単位：千円)

区分	国保組合名	東京土建国 民健康保 険組合	東京食品販 売国民健 康保険組 合	東京建設 業国民健 康保険組 合	東京美容 国民健 康保険組 合	東京都弁 護士国民 健康保 険組合	合計
従来分補助対象被 保険者分		3,303,829	1,440,463	522,036	191,409	213,484	5,671,221
組合特定被保険者分		135,850	120,801	31,653	27,709	410	316,423
事業実績報告額		3,439,679	1,561,264	553,689	219,119	213,894	5,987,644
補助金額		3,439,679	1,561,264	553,689	216,860	158,822	5,930,315

2 組 織

国保組合の組織は、表4のとおりである。

(表4) 組織一覧 (平成17年3月31日現在)

(単位：人)

国保組合名	区 分	役 員					組 合 会 議 員	事 務 局 職 員	合 計	
		理 事 長	副 理 事 長	専 務 理 事	常 務 理 事	理 事				監 事
東京土建国民健康保険組合		1	1	1	2	11	2	38	71	127
東京食品販売国民健康保険組合		1	3	1	2	33	5	90	94	229
東京建設業国民健康保険組合		1	2		4	13	3	55	19	97
東京美容国民健康保険組合		1	1		1	6	3	32	10	54
東京都弁護士国民健康保険組合		1	1	1		7	3	35	8	56

第2 監査の範囲及び実地監査期間

1 監 査 の 範 囲

平成15年度及び平成16年度の補助事業について実施した。

2 実地監査期間

(1) 福祉保健局 平成17年9月16日及び29日

(2) 国保組合

東京土建国民健康保険組合	平成17年9月20日
東京食品販売国民健康保険組合	平成17年9月21日
東京建設業国民健康保険組合	平成17年9月22日
東京美容国民健康保険組合	平成17年9月27日
東京都弁護士国民健康保険組合	平成17年9月28日

第3 監査の結果

1 事業実績について

平成15年度及び平成16年度における補助事業の主な実績は表5のとおりであり、補助事業実績報告に係る療養諸費、保健事業及び収入事務を中心に監査を行った結果、別項指摘事項に関するものを除き、事業は、補助目的に沿って適正に執行されている。

(表5) 組合別主な事業実績 (都外居住者分を含む)

(単位：千円)

組合名		東京土建国民健康保険組合		東京食品販売国民健康保険組合		東京建設業国民健康保険組合	
年度(平成)		15	16	15	16	15	16
一部負担金割合	組合員	1割から3割		1割から3割		1割から3割	
	家族						
療養諸費		27,355,034	26,588,970	18,349,643	18,258,741	4,690,856	4,328,682
高額療養費		1,320,638	1,732,874	1,303,170	1,228,617	275,655	297,145
老人保健医療費拠出金		13,271,748	11,100,155	11,378,439	10,684,968	2,083,488	2,111,874
介護納付金		3,033,282	3,530,228	2,226,147	2,566,244	489,000	577,257
共同事業拠出金		578,672	681,961	460,866	514,518	107,976	129,406
保健事業費		720,961	860,231	251,582	252,947	159,716	146,294
その他		4,750,467	5,447,802	2,227,796	2,308,118	828,918	950,766
合計		51,030,802	49,942,222	36,197,643	35,814,153	8,635,608	8,541,424
補助金額		3,697,987	3,439,679	1,712,198	1,561,264	610,990	553,689

組合名		東京美容国民健康保険組合		東京都弁護士国民健康保険組合		合計	
年度(平成)		15	16	15	16	15	16
一部負担金割合	組合員	1割から3割		1割から3割			
	家族						
療養諸費		2,219,929	2,263,465	2,417,349	2,567,139	55,032,811	54,006,997
高額療養費		109,327	104,572	117,008	130,078	3,125,797	3,493,286
老人保健医療費拠出金		1,620,708	1,471,327	1,521,406	1,732,939	29,875,789	27,101,264
介護納付金		221,252	266,835	311,949	378,186	6,281,630	7,318,750
共同事業拠出金		27,855	34,747	49,136	57,576	1,224,505	1,418,208
保健事業費		57,771	55,596	43,229	47,946	1,233,259	1,363,015
その他		333,257	372,995	225,834	239,492	8,366,273	9,319,172
合計		4,590,100	4,569,537	4,685,912	5,153,357	105,140,064	104,020,693
補助金額		216,860	216,860	158,822	158,822	6,396,857	5,930,315

(注) 「一部負担金割合」については、3歳未満の被保険者は2割負担、3歳以上70歳未満の被保険者は3割負担、70歳以上の被保険者は1割負担、70歳以上で一定の所得がある被保険者は2割負担となっている。

2 指 摘 事 項

(1) 団 体

ア 保険料の滞納整理事務を適正に行うべきもの

東京都弁護士国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）は、表6のとおり平成15年度において147万9,400円、平成16年度において140万1,600円の滞納保険料の不納欠損処理を行なっている。

ところで、当該不納欠損処理手続について見たところ、

- ① 国保組合で定める督促及び延滞金徴収手続規程（以下「規程」という。）によれば、保険料を滞納した者に対して、国保組合は、期限を指定してこれを督促しなければならないとされているにもかかわらず、国保組合はこれを行っておらず、そのため表6のとおり時効が中断されることなく成立している
- ② 催告や電話による照会など滞納整理に関する記録が、一部を除いて確認できない等の不適正な処理が認められた。

国保組合は、規程に基づいて督促を行うなど保険料の滞納整理事務を適正に行われたい。

（東京都弁護士国民健康保険組合）

(表6) 滞納保険料額及び時効成立等の状況

(単位：円)

	組合員名	滞納保険料額 (不納欠損金額)	内訳		時効成立年月日 (注)		不納欠損 決定日		
			年度	期	年	日			
平成 15 年度	A	78,400	平成12年度	第3期	平成14年	10月31日	平成15年 12月11日		
	B	96,000	平成13年度	第1期	平成15年	4月30日			
				第2期		7月31日			
				第3期		10月31日			
	C	69,000	平成13年度	第2期	平成15年	7月31日			
				第3期		10月31日			
	D	98,000	平成13年度	第2期	平成15年	7月31日			
				第3期		10月31日			
	E	1,138,000	平成10年度	第3期	平成12年	10月31日			
				第4期		平成13年	1月31日		
			平成11年度	第1期	平成13年		4月30日		
				第2期		7月31日			
				第3期		10月31日			
				第4期		平成14年	1月31日		
平成12年度			第1期	平成14年	4月30日				
			第2期		7月31日				
			第3期		10月31日				
			第4期		平成15年	1月31日			
平成13年度	第1期	平成15年	4月30日						
	第2期		7月31日						
	第3期		10月31日						
計	1,479,400								
平成 16 年度	F	152,400	平成13年度	第4期	平成16年	1月31日	平成16年 12月9日		
			平成14年度	第1期		4月30日			
	E	403,200	平成13年度	第2期	平成16年	7月31日			
				平成14年度		第4期		平成16年	1月31日
						第1期			4月30日
	D	259,200	平成14年度	第2期	平成16年	7月31日			
				第3期		10月31日			
				第4期		平成16年		1月31日	
				第1期			4月30日		
	G	302,400	平成14年度	第2期	平成16年	7月31日			
				第3期		10月31日			
				第1期		平成16年	4月30日		
	H	118,800	平成14年度	第2期	平成16年		7月31日		
				第3期		10月31日			
I	165,600	平成14年度	第2期	平成16年	7月31日				
			第3期		10月31日				
計	1,401,600								

(注) 年間保険料は、4回に分けて賦課される。例えば4月から6月分(第1期分)の保険料は4月1日に賦課され、納期は4月30日である。従って、平成12年10月から12月分(第3期分)の保険料は平成12年10月1日に10月31日を納期として賦課され、時効は2年後の平成14年10月31日となる。